

議案第64号

日野町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日野町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月7日提出

日野町長 景山 享弘

日野町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）の施行等に伴い、地域経済牽引事業（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業）のための施設のうち一定の要件を満たすものを設置した者について固定資産税の課税免除をしたときは、地方交付税の減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該固定資産税を課税免除する特例を定める。

2 制定内容

（1） 固定資産税の課税免除を行うため条例を制定する。

【対象事業者】 民間事業者、官民連携型（地方公共団体及び民間事業者）で、地域経済牽引事業計画に基づき県及び国から承認された事業者。

【対象事業】 地域経済牽引事業計画に基づき県及び国から承認された事業。

『地域経済牽引事業例』

- ① 先端ものづくり分野（医療機器、航空機部品、新素材等）。
- ② 農林水産、地域商社（農水産品の海外市場獲得等）。
- ③ 第 4 次産業革命（IoT、AI、ビッグデータ活用）関連。
- ④ 新たなニーズをターゲットとした観光、スポーツ、文化、まちづくり関連。
- ⑤ ヘルスケア・教育サービス等。

【対象資産】

- ①製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所について、承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が 2 億円を超えるもの。
- ②農林漁業関連業種について、承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が 5, 0 0 0 万円を超えるもの。

【課税免除期間、減収補填】 期間は、新たに固定資産税を課することとなった年度から 3 年間とする。減収額は地方交付税により補填（減収補填率 3 / 4）。

3 附則

公布の日から施行。

日野町地域経済牽引事業の促進に係る促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、地域経済の牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

(課税免除)

第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分限り、固定資産税を課さない。

(課税免除の届出等)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した届出書を同月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該固定資産の所在地、取得価格及び取得年月日
- (3) その他参考事項

2 町長は、前項の届出があった場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に係る措置)

第4条 前条第1項の期限内に正当な理由がなく届出せず、若しくは偽りその他不正の事実を記載して同項の届出をした者又は正当な理由がなく同条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条の規定は適用しない。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成2年日野町条例第12号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、第2条に掲げる固定資産に係る固定資産税については、日野町税条例（昭和45年日野町条例第24号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。